

# 投資信託の主な費用の流れ

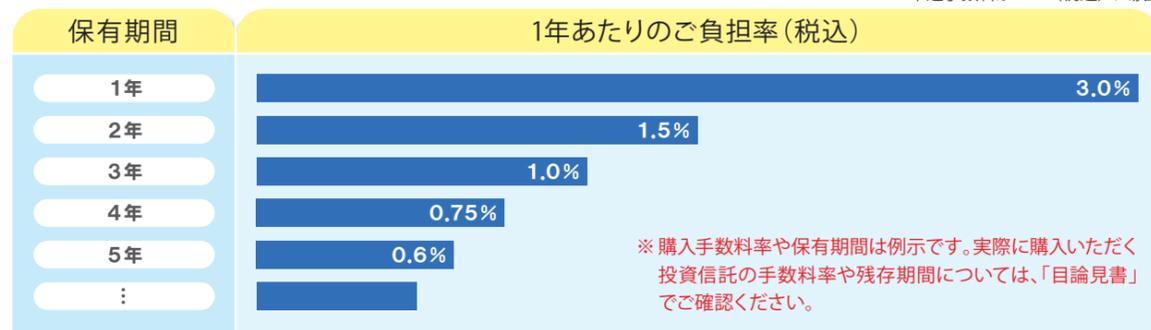
※投資信託は主に以下の費用がかかります。

## お客さまにご負担いただく費用

### 購入時手数料 (※1)

銀行の窓口で投資信託を購入する際に支払う手数料です。商品(ファンド)毎に手数料率は異なります。投資信託の申込手数料は、購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

申込手数料が3.0%(税込)の場合



購入時

### 信託報酬(運用管理費) (※2)

投資信託の運用・管理の対価として投資信託財産から支払われる費用のことです。販売会社、委託会社、受託会社にそれぞれ支払われます。

信託報酬	販売会社報酬	販売会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的にお取引の状況を報告します。</li> <li>投資信託販売後の情報提供、各種事務等を行います。</li> </ul>
	委託会社報酬	委託会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資信託運用の指図を行います。</li> </ul>
	受託会社報酬	受託会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>お預かりした資産を保管、管理します。</li> </ul>

### その他費用

監査費用、有価証券の販売および保管並びに信託事務にかかる費用などについても信託財産から差し引かれます。これらの費用は運用状況等により変動する場合がありますので、事前に利率、上限等を示すことができません。

保有期間中

### 信託財産留保額

信託期間中に投資信託を換金した場合に徴収する費用のことです。  
※信託財産留保額が、徴収されない商品(ファンド)もあります。

換金時

⚠ 投資信託は価格の変動などにより損失が生じるおそれがございます。  
また、ご購入時などに費用等がかかります。詳しくは次頁に記載しておりますので、必ずご覧ください。

- 本資料は、お客さまへ当行で取り扱う投資信託における主な提供サービスとお客さまが負担する費用および当行販売会社として受け取る手数料の基本的な考え方をご案内するものであり、当行が取り扱う全ての投資信託の購入時手数料や信託報酬の具体的な料率を定めるものではありません。
- 上記表の評価例については一般的な例を示したもので、必ずしも当てはまらない場合があります。

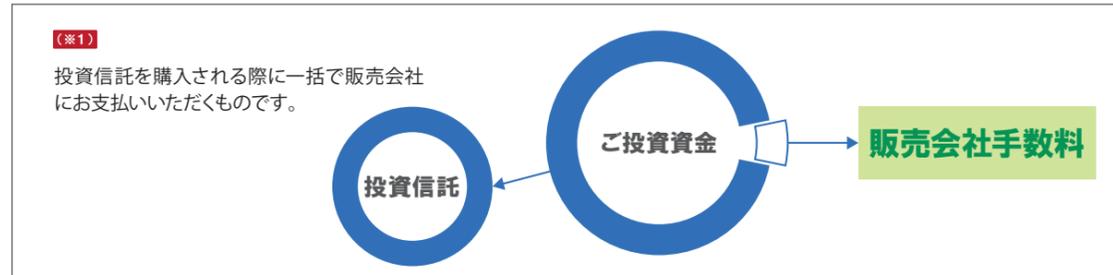
販売会社が受け取る費用を詳しく解説

## 筑波銀行が販売会社として受け取る手数料水準の基本的な考え方

当行では、お客さまに投資信託をご購入いただいた際に、販売会社としてご提供したサービスの対価として、購入時手数料を保有期間中の情報提供、各種事務等のサービスの対価として運用管理費用(信託報酬)を頂戴いたします。当行が受け取る手数料の水準については、投資資産や投資地域、投資手法等による「商品説明の難易度」と「投資資産のリスクの大きさ(値動きの大きさ)」を基準としており、基本的に「商品説明の難易度が高い」投資信託、「リスクの大きい」投資信託の方がより高い手数料となります。

### 購入時手数料

購入時手数料については、主に投資資産や投資地域、投資手法等により「商品説明の難易度」や「リスクの大きさ」を基準に評価し水準を決定しております。



#### 「商品説明の難易度」の評価例

インデックス運用とは、市場の値動きを指数化した日経平均株価や東証株価指数(TOPIX)等のインデックスの値動きに連動することを目指して運用する比較的シンプルな投資手法です。アクティブ運用とは、ファンドマネージャーが独自の調査見通しに基づいて資産配分や銘柄の選択などを行い、市場の平均的な投資収益率以上の運用成果の獲得を目指す投資手法です。

	商品説明の難易度		
	低		高
投資地域	国内	海外(先進国)	海外(新興国)
投資手法	インデックス運用		アクティブ運用

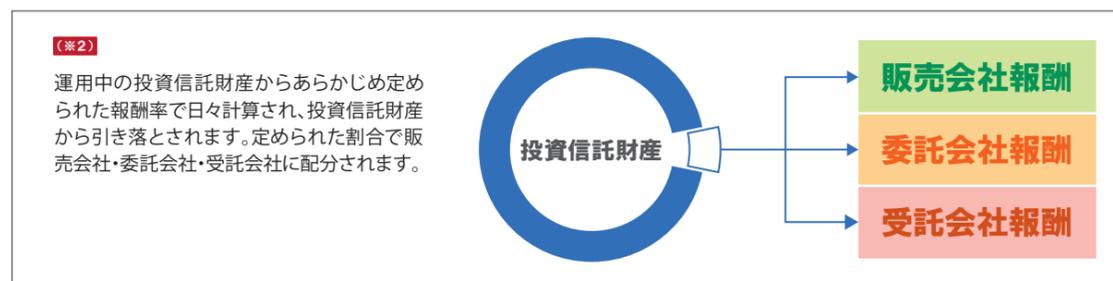
なお、商品提案やコンサルティングを提供する窓口等により、お客さまに提供するサービスや営業・事務コストが異なるため、以下のとおり割引率を設定しております。各お取引窓口のご利用時間や割引対象商品などについての詳細はお近くの店舗またはホームページにてご確認ください。

(2017年11月現在)

割引率	店舗	インターネットバンキング
	設定なし	20%割引

### 信託報酬(運用管理費用)

運用管理費用(信託報酬)については、投資信託購入後の情報提供等によるサービスの対価としての手数料になりますので、主に「投資資産のリスクの大きさ(値動きの大きさ)」を基準に評価し水準を決定しています。



#### 「投資資産のリスクの大きさ」の評価例

インデックス運用とは、市場の値動きを指数化した日経平均株価や東証株価指数(TOPIX)等のインデックスの値動きに連動することを目指して運用する比較的シンプルな投資手法です。アクティブ運用とは、ファンドマネージャーが独自の調査見通しに基づいて資産配分や銘柄の選択などを行い、市場の平均的な投資収益率以上の運用成果の獲得を目指す投資手法です。

	リスクの大きさ	
	小	大

詳しくは、「つくばのガマぐち支店」のホームページにてご確認ください。

## 投資信託についてのご注意事項

### 投信信託におけるリスクについて

投信信託は、直接もしくは投資対象投資信託証券を通じて、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託証券等に投資します。投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券、不動産投資信託証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。これによりお受取金額が投資元本を割り込むおそれがあります。投資信託の運用により信託財産に生じた損益は、全て投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。

### 投信信託にかかる費用について

投資信託のご購入からご解約・償還までにお客さまにご負担いただく費用には以下のものがあります。費用等の合計は以下を足し合わせた金額となります。

(1)ご購入時・ご解約時に直接ご負担いただく費用	
申込手数料	申込金額に応じ、ご購入時の基準価額に対して最大3.3% (税込) の率を乗じて得た額
信託財産留保額	ご解約時の基準価額に対して最大0.5%の率を乗じて得た額
解約手数料	かかりません

(2)保有期間中に信託財産から間接的にご負担いただく費用	
信託報酬	純資産総額に対して最大年2.2% (税込) の率を乗じて得た額。 なお、商品により別途運用実績に基づき計算される成功報酬額がかかる場合があります。
その他の費用	証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料または税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に係る会計監査費用 (各々必要な場合は消費税等を含みます) など (運用状況等によって変動するため、料率、上限額を示すことができません)

これらの費用の合計額、計算方法等については、お客さまがご購入されるファンドやご購入金額等によって異なりますので、表示することができません。各ファンドにかかる費用の詳細は最新の契約締結前交付書面 (目論見書・目論見書補完書面) 等でご確認ください。

### その他重要なお知らせ

- 投資信託は預金と異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- ファンドにより、信託期間中に解約のお申し込みができない場合があります。
- 購入のお申し込みの際は、最新の契約締結前交付書面 (目論見書・目論見書補完書面) を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。
- 筑波銀行では投資信託の販売会社であり、ご購入・ご解約のお申し込みについて取り扱いを行います。投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- 投資信託にはクーリング・オフ制度は適用されません。
- **本資料は筑波銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。**

## 投資信託購入時手数料 (お申込手数料) 割引についてのご注意事項

- 投資信託のお取引にあたっては、あらかじめ筑波銀行に普通預金口座および投資信託口座をご開設いただく必要がございます。
- インターネットバンキングでのお取引にあたっては、個人インターネットバンキングへのお申し込みが必要となります (お申し込みからお取引いただけるようになるまで1~2週間かかります)。
- NISA口座またはジュニアNISA口座を利用したお取引にあたっては、あらかじめ当行に当該口座を開設 (それぞれお申し込みから開設まで1カ月程度かかります) いただく必要がございます。
- 投資信託のご注文を受付できない日 (ファンド休業日) がございますので、ご了承ください。
- 各投資信託の手数料表示につきましては、インターネットの取引画面上では20%割引後の手数料を表示しておりますが、ホームページ画面上の手数料表示は、割引適用前の手数料率を表示しております。
- お客さまへ告知することなく、本サービスの取り扱いを終了・変更する場合がございます。

## NISA (少額投資非課税制度) 口座・ジュニアNISA・つみたてNISA (未成年少額投資非課税制度) 口座についてのご注意事項

- NISA口座・ジュニアNISA口座は、全ての金融機関を通じて一人一口座しか開設できません。なお、ジュニアNISAは非課税扱いの未成年者口座と課税扱いの課税未成年者口座で構成されます。うち課税口座には、預金口座・証券口座があります。
- 筑波銀行で開設するNISA口座・ジュニアNISA口座では筑波銀行で取り扱う公募株式投資信託が対象商品となります。上場株式や上場投資信託 (REIT・ETF) 等は取り扱っておりません。
- 税務署へ申請事項を提出し、税務署から非課税適用確認書または未成年者非課税適用確認書の交付を受けて、NISA口座またはジュニアNISA口座が開設されますが、税務署での確認に時間がかかる場合があります。なお、複数の金融機関にお申し込みの場合、当行でNISA口座・ジュニアNISA口座が開設できない可能性があります。
- NISA口座・非課税扱いの未成年者口座で保有している公募株式投資信託を一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すこともできません。
- NISA口座・非課税扱いの未成年者口座の損失については特定口座等で保有する他の有価証券の売買益や配当金との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。公募株式投資信託における分配金のうち普通分配金は課税対象、特別分配金 (元本払戻金) は非課税であることから、NISA口座・非課税扱いの未成年者口座で保有した場合に非課税となるのは普通分配金に限られます。

### NISA口座の注意事項

- 日本にお住まいで、NISA口座を開設する年の1月1日時点で20歳以上の方 (1月2日が誕生日で20歳になる方を含む) が開設できます。
- 1年単位でNISA口座を開設する金融機関を変更することもできますが、NISA口座内の残高を他の金融機関へ移すことはできません。
- 非課税枠は年間120万円です。

### ジュニアNISA口座の注意事項

- 日本にお住まいで、ジュニアNISA口座を開設する年の1月1日時点で0歳19歳までの方 (1月2日が誕生日で20歳になる方は含まれません) が開設できます。
- 金融機関の変更をすることはできませんが、口座閉鎖後の再開は可能です (ジュニアNISA口座を閉鎖した金融機関等と異なる金融機関等で再開が可能です。ただし、閉鎖した年にすでに非課税枠の利用がある場合には、同年の再開はできません)。
- 非課税枠は年間80万円です。
- ジュニアNISA口座からの払出人は、口座名義本人とその親権者等の法定代理人に限られます。なお、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、ジュニアNISA口座からの払出は原則できません。払出があった場合には、ジュニアNISA口座は廃止され、過去に非課税で支払われた売買益や配当金について課税されます (ただし、災害などのやむを得ない事由による払出の場合には非課税での払出しが可能です)。

### つみたてNISAに関するご注意事項

- つみたてNISAと一般NISAは選択制になります。同一年度でつみたてNISAと一般NISA両方のご利用はできません。変更を行う場合には、暦年単位で行うことになります。
- つみたてNISAのご利用には累積投資契約が必要です。当行でつみたてNISAご利用のお申込みに際しては、必ず累積投資契約をお申込みください。
- つみたてNISAでは一般NISAと異なり、非課税期間が終了した際に保有している投資信託等を終了翌年の非課税投資枠に移行 (移管) するロールオーバーはできません。
- 累積投資契約で買い付けたつみたてNISAにかかる投資信託の信託報酬等の概算値を年1回ご通知します。
- つみたてNISAの利用開始から10年を経過した日及び以後5年ごとに氏名・住所についてのご確認が必要となります。ご確認ができなかった場合には、非課税の受入れができなくなります。
- つみたてNISAを利用して投信積立サービスをお申込みされる場合は、毎月の購入金額の上限を33千円とさせていただきます。また、増額月を設定される場合は、年間の購入金額の上限を400千円とさせていただきます。

- 当行取扱いのファンドに関する最新の情報は筑波銀行ホームページをご確認ください。

筑波銀行

検索する

<http://www.tsukubabank.co.jp>



筑波銀行

商号/株式会社 筑波銀行 登録金融機関/関東財務局長 (登金) 第44号 加入協会/日本証券業協会